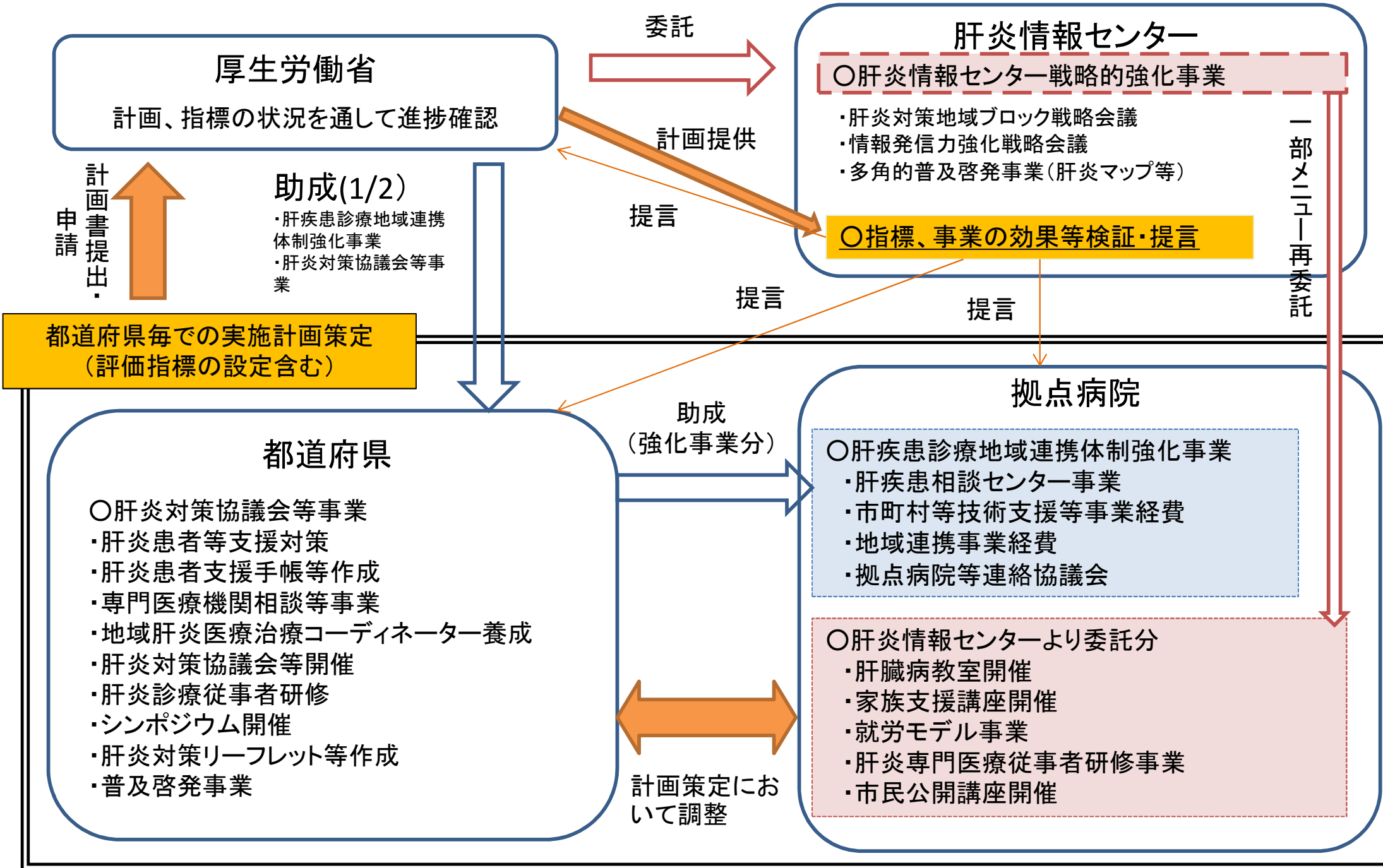


肝炎患者等支援対策事業等における実施スキーム図(フレーム案)



「肝炎総合対策推進国民運動事業（知って、肝炎プロジェクト）」の実績

国民(個人)

<課題>

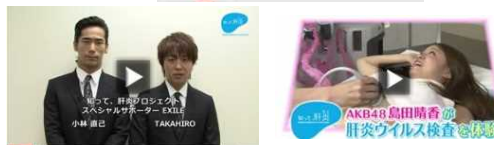
「保健所や一部の医療機関での無料検査」
を約90%の国民が認知していない

<7/23「知って、肝炎」2015>



<広報施策>

YouTube動画チャンネル



厚生労働省YOUTUBEオフィシャルサイトで展開

企業・団体

<課題>

受検率を左右する「職場の定期健康診断」
だが、必ず検査している組合が極めて少ない

<日経健康セミナー>



経営者・人事総務担当を中心に参加



セミナーの様子は
日本経済新聞朝刊にて
採録を実施。

地方自治体

<課題>

地方自治体などを巻き込んだ連鎖反応の
創出が国民運動を成功させるためには必要

<東京都知事表敬訪問> 伍代夏子氏



計3番組・12紙・WEBで報道。

<佐賀県知事表敬訪問> 高橋みなみ氏



地元TV4番組・地元新聞4紙・WEBで報道。

⇒ 肝炎の『**早期発見**』『**早期治療**』を重点訴求 (全ての国民が一生に一度は受検する必要のある「肝炎ウイルス検査」の積極推進)

政策課題解決型の戦略的広報の展開

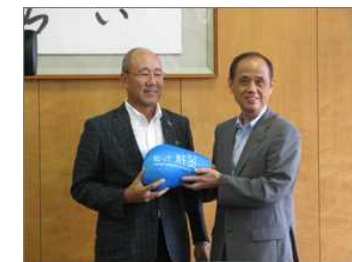
「知って、肝炎プロジェクト」 大使・スペシャルサポーター首長訪問状況

特別参与 杉 良太郎
 特別大使 伍代 夏子
 広報大使 徳光 和夫



「スペシャルサポーター」
 石田 純一 貴乃花 光司
 岩本 輝雄 高橋 みゆき
 w-inds. 田辺 靖雄
 上原 多香子 夏川 りみ
 内山 高志 仁志 敏久
 AKB48メンバー 平松 政次
 EXILEメンバー 堀内 孝雄
 小橋 建太 的場 浩司
 コロツケ 三浦 大輔
 島谷 ひとみ 安田 美沙子
 清水 宏保 山川 豊
 瀬川 瑛子 山本 譲二

※敬称略



日程	訪問先	大使・スペシャルサポーター
2014/8/7(木)	東京都	伍代夏子氏
2015/2/19(木)	山口県	山本譲二氏
2015/5/8(金)	佐賀県	AKB48 高橋みなみ氏
2015/5/19(火)	熊本県、熊本市	コロツケ氏
2015/7/31(金)	旭川市	清水宏保氏
2015/8/21(金)	岡山市	平松政次氏
2015/9/14(月)	広島県、呉市	島谷ひとみ氏
2015/11/5(木)	静岡県	伍代夏子氏
2015/11/26(木)	川崎市	EXILE松本氏
2015/11/26(木)	茨城県	仁志敏久氏

難病・小児慢性特定疾病 ・ハンセン病対策について

健康局難病対策課

難病・小児慢性特定疾病・ハンセン病対策について

(難病・小児慢性特定疾病対策について)

- 「難病の患者に対する医療等に関する法律」及び「児童福祉法の一部を改正する法律」が平成27年1月1日から施行され、難病患者又は小児慢性特定疾病児童等に対する公平かつ安定的な医療費助成制度等が確立。

(ハンセン病対策について)

- ハンセン病元患者等に対し、和解一時金の支払い及び福祉の増進、名誉回復等の措置を実施。

【現 状】

【課 題】

【対策の方向性】

(難病・小児慢性特定疾病対策)

「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく基本方針を策定
(平成27年9月15日告示)

「児童福祉法」に基づく基本方針を策定
(平成27年10月29日告示)

(ハンセン病対策)

ハンセン病元患者等との裁判上の和解及び和解一時金の支払い

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律等に基づく対策を実施

基本方針に基づき、難病・小慢対策を計画的に実施

都道府県から事務負担の軽減等の要望

和解一時金の請求期限(平成28年3月31日まで)の到来

難病・小慢対策の計画的な実施

(基本方針に基づき実施)

- 指定難病の検討を今年度中に開始。
- 難病の医療提供体制の構築の在り方を今年度中に検討。
- 療養生活上の相談支援等を行う難病相談支援センターの体制強化を平成28年度に実施。
- 患者データベースシステムの構築を進め平成29年度中に運用開始。
- 小慢自立支援事業を促進するための好事例・課題の調査を今年度中に実施。
- 小慢児童等の移行期医療の体制整備を促進するためモデル事業を平成27・28年度に実施。

(指定都市への事務の委譲)

- 法第40条(大都市の特例)の規定に基づき、平成30年度から指定都市において処理する事務について、検討のためのスケジュールを示す。

(地方分権)

- 「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年12月〇日閣議決定)に基づき、患者の利便性の向上及び自治体の事務負担の軽減の観点から検討し、平成28年中に結論等を得る。

請求期限の周知、「ハンセン病問題」への取組を着実に実施

- 裁判上の和解を求める損害賠償の請求期限が、平成28年3月31日までであることについて、都道府県等での周知・広報に協力をしていただきたい。
- 平成28年4月1日以降においても、促進法に基づき、ハンセン病元患者等に対し、療養及び生活の保障、社会復帰・日常生活・社会生活の支援及び援助並びに名誉回復・追悼等に取り組む。

難病の患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本的な方針 (平成27年9月15日厚生労働省告示第375号) 概要

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号。以下「法」という。)第4条第1項に基づき、
難病の患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本的な方針を定める。

1 難病の患者に対する医療等の推進の基本的な方向

○難病は、一定の割合で発症することが避けられず、その確率は低いものの、国民の誰にでも発症する可能性があり、難病の患者及びその家族を社会が包含し、支援していくことがふさわしいことを基本認識として、広く国民の理解を得ながら難病対策を計画的に推進。

○法の基本理念にのっとり、難病の克服を目指し、難病の患者が長期にわたり療養生活を送りながらも社会参加の機会が確保され、地域で尊厳を持って生きることができるよう、共生社会の実現に向けて、社会福祉その他の関連施策と連携しつつ、総合的に施策を実施。

○社会の状況変化等に的確に対応するため、難病対策の実施状況等を踏まえ、少なくとも5年ごとに本方針に再検討を加え、必要があると認めるときは見直しを実施。

2 難病の患者に対する医療費助成制度に関する事項

○難病の患者に対する医療費助成制度は、法に基づいて適切に運用するとともに適宜見直し。

○指定難病については、定められた要件を満たす疾病を対象とするよう、疾病が置かれた状況を踏まえつつ、指定難病の適合性について判断。併せて、医学の進歩に応じ、診断基準等も随時見直し。

○医療費助成制度が難病に関する調査及び研究の推進に資するという目的を踏まえ、指定難病の患者の診断基準や重症度分類等に係る臨床情報等を適切に収集し、医療費助成の対象とならない指定難病の患者を含む指定難病患者データに係る指定病患者データベースを構築。

3 難病の患者に対する医療を提供する体制の確保に関する事項

○できる限り早期に正しい診断ができる体制を構築。
○診断後はより身近な医療機関で適切な医療を受けることのできる体制を確保。
○難病の診断及び治療には、多くの医療機関や診療科等が関係することを踏まえ、それぞれの連携を強化。

4 難病の患者に対する医療に関する人材の養成に関する事項

○難病に関する正しい知識を持った医療従事者等を養成することを通じて、地域において適切な医療を提供する体制を整備。

5 難病に関する調査及び研究に関する事項

○難病対策の検討のために必要な情報収集を実施。
○難病の医療水準の向上を図るため、難病患者の実態を把握。
○難病の各疾病について実態や自然経過等を把握し、疾病概念の整理、診断基準や重症度分類等の作成や改訂等に資する調査及び研究を実施。
○指定難病患者データベースを医薬品等の開発を含めた難病研究に有効活用できる体制に整備。

6 難病の患者に対する医療のための医薬品、医療機器及び再生医療等製品に関する研究開発の推進に関する事項

○難病の克服が難病の患者の願いであることを踏まえ、難病の病因や病態を解明し、難病の患者を早期に正しく診断し、効果的な治療が行えるよう研究開発を推進。
○患者数が少ないために開発が進みにくい医薬品、医療機器及び再生医療等製品の研究開発を積極的に支援。

7 難病の患者の療養生活の環境整備に関する事項

○難病の患者の生活上の不安が大きいことを踏まえ、難病の患者が住み慣れた地域において安心して暮らすことができるよう、難病相談支援センター等を通じて難病の患者を多方面から支えるネットワークを構築。
○地域の様々な支援機関と連携して難病の患者に対する支援を展開している等の先駆的な取組を行う難病相談支援センターに関する調査及び研究を行い、全国へ普及。

8 難病の患者に対する医療等と難病の患者に対する福祉サービスに関する施策、就労の支援に関する施策その他の関連する施策との連携に関する事項

○難病の患者が地域で安心して療養しながら暮らしを続けていくことができるよう、医療との連携を基本としつつ、福祉サービスの充実などを図る。
○難病の患者の雇用管理に資するマニュアル等を作成し、雇用管理に係るノウハウを普及するとともに、難病であることをもって差別されない雇用機会の確保に努めることにより、難病の患者が難病であることを安心して開示し、治療と就労を両立できる環境を整備。

9 その他難病の患者に対する医療等の推進に関する重要事項

○難病に対する正しい知識の普及啓発を図り、難病の患者が差別を受けることなく、地域で尊厳をもって生きることのできる社会の構築に努める。
○保健医療サービス、福祉サービス等についての周知や利用手続の簡素化を検討。

小児慢性特定疾病その他の疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成に係る施策の推進を図るための基本的な方針(平成27年10月29日厚生労働省告示第431号) 概要

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5規定に基づき、小児慢性特定疾病その他の疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成に係る施策の推進を図るための基本的な方針を定める。

1 疾病児童等の健全な育成に係る施策の推進の基本的な方向

- 国・都道府県等は、小児慢性特定疾病児童等及びその家族の意見を踏まえつつ、小児慢性特定疾病児童等の健全な育成に係る施策の実施・充実に努める。
- 施策の実施に当たって、関係機関等、疾病児童等及びその家族が参画し、疾病児童等及びその家族の個別のニーズへの対応を図る。
- 難病患者に対する施策との連携を図る観点から、難病の患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本的な方針を踏まえ施策を実施。
- 改正法施行後5年以内を目途として、法の規定について検討を加え、その結果に基づき、必要があると認めるときは本方針の見直しを実施。

2 小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事項

- 要件を満たす疾病を小児慢性特定疾病医療費の対象とするよう、小児慢性特定疾病の要件の適合性を判断。併せて医学の進歩に応じ疾病の状態の程度を見直す。
- 小児慢性特定疾病医療費の支給の申請に係る小児慢性特定疾病児童等についての臨床データを収集、管理・活用するため、データベースを構築。
- 小児慢性特定疾病児童等及びその家族は、必要なデータ提供に協力し、指定医は、正確な小児慢性特定疾病児童等のデータの登録に努める。

3 良質かつ適切な小児慢性特定疾病医療支援の実施に関する事項

- 早期に正しい診断が行われるよう、指定医を育成。
- 診断後より身近な医療機関で適切な治療が受けられるよう医療提供体制の確保。
- 都道府県は、小児慢性特定疾病児童等への支援策等、地域の実情に応じた医療提供体制の確保に向けて必要な事項を医療計画に盛り込むなど努める。
- 小児期及び成人期を担当する医療従事者間の連携を推進するため、モデル事業を実施。

4 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業に関する事項

- 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の実施に当たり、小児慢性特定疾病児童等及びその家族の意見を踏まえるとともに、慢性疾病児童等地域支援協議会に患者会又は家族会の代表者、医療従事者、福祉サービスを提供する者等の関係者を加え、事業内容を検討・実施。
- 国は、自立支援事業の先進的事例や好事例等の情報提供を行うなど、都道府県等の取組を支援。
- 国は、疾病児童等の健全な育成に資する調査・研究の実施・充実に努め、都道府県等は、小児慢性特定疾病医療費支給、自立支援事業等の実施を通じ、ニーズ把握。

5 小児慢性特定疾病児童等の成人移行に関する事項

- 小児慢性特定疾病児童等が成人後も必要な医療等を切れ目なく受けられるための取組を進めるとともに、施策の実施に当たっては、成人期を見据え、各種支援策との有機的な連携に配慮。
- 小児慢性特定疾病であり、指定難病の要件を満たすものは、切れ目のない医療費助成が受けられるよう、成人後も医療費助成の対象とするよう検討。

6 疾病児童等の健全な育成に資する調査及び研究に関する事項

- 治療方法の確立に向けて小児慢性特定疾病の各疾病の病態を解明するための研究事業等を実施。
- 指定難病データベースの構築と連携しながら、小児慢性特定疾病児童等データベースを構築し、調査及び研究に有効活用する。
- 疾病児童等の健全な育成に資する調査・研究の推進に当たり、難病の病因や病態の解明、医薬品・医療機器及び再生医療等製品の開発を推進するための実用的な研究等と適切な連携を図る。
- 調査及び研究により得られた成果を、ウェブサイト等を通じ、広く情報提供。

7 疾病児童等に対する学校教育、福祉サービスに関する施策及び就労の支援に関する施策との連携に関する事項

- 自立支援事業における相談支援を担当する者として小児慢性特定疾病児童等自立支援員を配置する等により、関係機関等との連絡調整等の実施、各種自立支援策の活用を提案。
- 障害福祉サービス等の対象となる疾病について、小児慢性特定疾病の対象となる疾病の検討を踏まえて見直しを検討。小児慢性特定疾病の特性に配慮した福祉サービス等の内容の充実に努める。
- 疾病児童等の教育の機会を確保するため、学習支援や疾病の自己管理方法の習得のための支援を含め、特別支援教育を推進。
- 小児慢性特定疾病児童等の就労及びその継続を支援するため、就労支援機関等の協力の下、相談等の機会を通じた雇用情報の提供や職業訓練の実施。

8 その他疾病児童等の健全な育成に係る施策の推進に関する事項

- 小児慢性特定疾病に対する正しい知識及び疾病児童等に対する必要な配慮等についての国民の理解が広がるよう、啓発活動を行う。
- 国及び都道府県等は、小児慢性特定疾病医療費の支給の申請方法、自立支援事業や相談支援の窓口の紹介など、情報の充実・提供に努める。
- 小児慢性特定疾病児童手帳や医療受給者証の取得手続の簡素化等、取得促進の方策を検討。

都道府県からの事務負担の軽減等の要望への対応について

「平成 27 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 27 年 12 月 22 日閣議決定）

(23) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平 26 法 50）

(i) 特定医療費の支給（5 条 1 項）については、緊急その他やむを得ない場合には医療受給者証に名称が記載

されている指定医療機関以外の指定医療機関での診療等も特定医療費の支給対象とすることができるところ

実施主体である地方公共団体の判断により、患者の個別の事情に応じた柔軟な対応が可能であることを、地

方公共団体に平成 27 年度中に通知する。

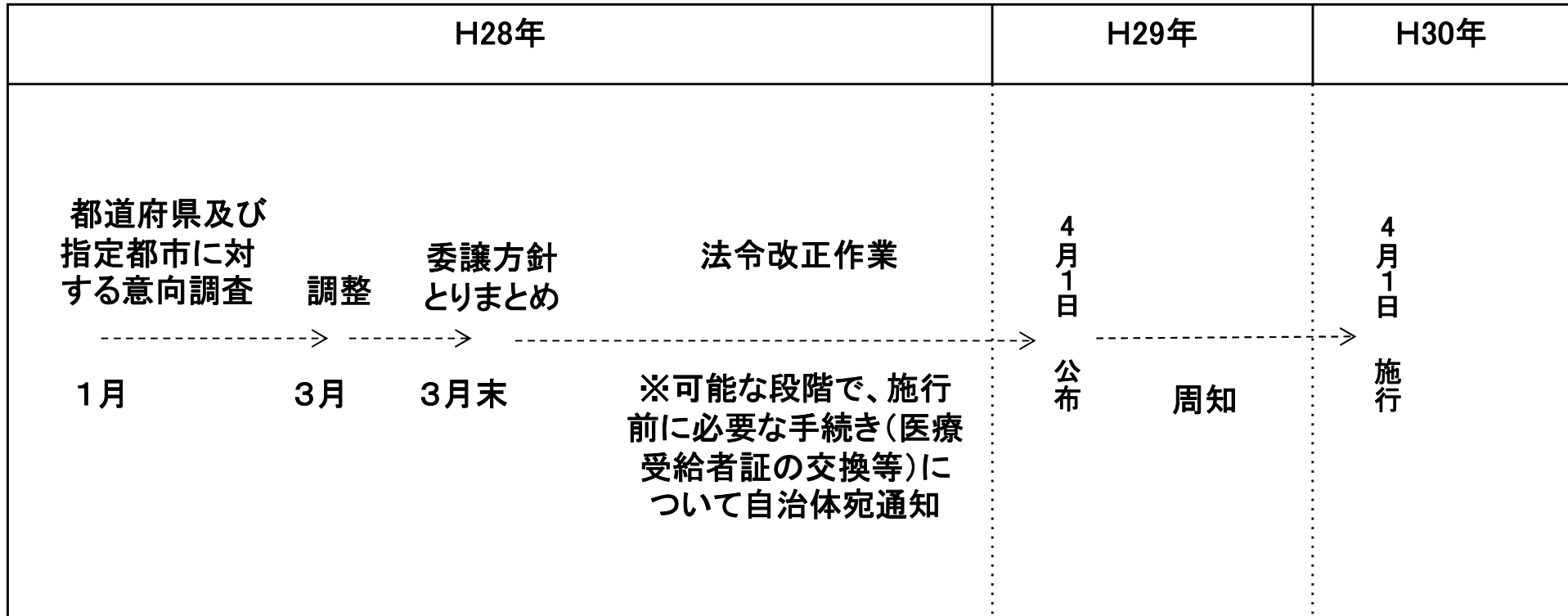
(ii) 医療受給者証の交付（7 条 4 項）については、制度の趣旨も踏まえつつ、患者の利便性の向上及び地方公

共団体の事務負担の軽減の観点から、以下に掲げる事項について検討し、平成 28 年中に結論を得る。その

結果に基づき、実施可能なものについて必要な措置を講ずる。

- ・ 住民票、介護保険証の写し等の申請時の添付書類の削減
- ・ 指定医療機関の名称、医療保険の所得区分等の医療受給者証への記載の廃止
- ・ 支給認定の有効期間の延長

平成30年の大都市特例の施行に向けたスケジュール



【参照条文】難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)

(大都市の特例)

第四十条 この法律中都道府県が処理することとされている事務に関する規定で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)においては、政令で定めるところにより、指定都市が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

健難発 0104 第 2 号
平成 28 年 1 月 4 日

各都道府県衛生主管部 (局) 長 殿

厚生労働省健康局難病対策課長
(公印省略)

ハンセン病患者等による和解一時金の
請求期限の周知について (協力依頼)

ハンセン病問題の解決促進に当たり、日ごろから御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、平成 13 年 7 月及び平成 14 年 1 月に、国 (厚生労働大臣) は、ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会と「基本合意書」を結び、ハンセン病患者等に対し和解一時金を支払っているところですが、らい予防法の廃止から 20 年を経過したこととなる平成 28 年 4 月 1 日をもって、民法上の除斥期間が到来することから、同一時金の請求は同年 3 月 31 日までにを行う必要があるところ、この請求期限について広く周知に努めているところです。
つきましては、別添を参考とし、貴ホームページ、広報紙等を活用するなど、当該請求期限の周知について御協力を賜りたく、お願い申し上げます。
また、貴都道府県においては、この旨市区町村に対しても周知をお願いいたします。

<問い合わせ先>
健康局難病対策課ハンセン病係
原渕(内 2980)、佐藤 (内 2369)
03-5253-1111 (代表)

ハンセン病にかかったことはありませんか？

～補償金の申請手続期限(H28.3.31)が迫っています～

過去にハンセン病にかかったことがある方には、国から補償金（和解一時金）が支払われています。（既に亡くなられた方も対象となります。）

療養所に入所したことがない方も対象となります。

補償金の対象者ではありませんか？

※すでに国から補償金（和解一時金）を受け取った方は、対象とはなりません。

※対象者がお亡くなりになられている場合は、御遺族（法定相続人）にお支払いしています。

※期限が迫っています（手続期限：平成28年3月31日）。

訴訟の手続が必要ですので、余裕をもって御相談ください。

相談窓口（いずれかに御相談ください）

- 公益財団法人 沖縄県ゆうな協会：098-832-9528
- 法律事務所：098-938-4381
- 厚生労働省（難病対策課）：03-5253-1111 内線 2369

「ハンセン病の補償金について」とお伝えください。担当者が対応いたします。

- * 家に保健所や病院の方が来ることはありません。
- * 名前が公表されることもありません。
- * 手紙や電話が突然くることもありません。
- * 家族・友人に知られることもありません。
- * 御質問や請求申請をされる方のプライバシーは固く守られます。
- * どんなことでも結構です。まずは、お問い合わせください。

ハンセン病について正しく理解し、偏見や差別をなくしましょう！

ハンセン病は、感染し発病することが、極めて稀な病気です。

優れた治療薬により完治します。元患者の方々の身体の変形は後遺症にすぎません。

早期に治療すれば、身体に障害が残ることはほとんどありません。

沖縄5紙への広告掲載（案）

平成28年1月掲載予定

ハンセン病にかかったことがある方へ 国からの補償金の請求期限が迫っています！

過去にハンセン病にかかったことがある方には、国から補償金（和解一時金）が支払われています。請求期限は、平成28年3月31日までです。

- 対象者が既に亡くなられている場合は、御遺族（法定相続人）にお支払いしています。
- 療養所に入所したことがない方も対象となります。

厚生労働省 ハンセン病 補償金申請手続期限

検索



移植医療対策について

健康局移植医療対策推進室

移植医療対策について

○ 臓器及び造血幹細胞を提供する方の善意が最大限に生かされる仕組みを作り、公平かつ適正な移植を実施する。

1. 臓器移植対策について

【現状】

臓器提供件数が増加していない

(臓器提供件数)
平成22年 113件
平成27年 91件

【課題】

・移植医療に関する国民への普及啓発が必要
・臓器提供に対応する医療機関の体制整備が必要
・都道府県臓器移植コーディネーターの安定的配置

【対策の方向性】

- 国民への臓器移植に関する情報提供に努め、意思表示しやすい環境を整備
- 都道府県臓器移植コーディネーターが中心となり、地域において臓器提供に携わる関係者の連携体制の強化を進め、都道府県と共に臓器提供施設における負担軽減を図る

2. 造血幹細胞移植対策について

【現状】

骨髄ドナー登録者数は全体数では増加しているが、高齢化傾向にある

(最も多い年齢層)
平成17年末 33歳
平成27年末 42歳

【課題】

・骨髄ドナー登録者数の年齢層を若年層にシフトさせるために、特にこの層に対して重点的にドナー登録を働きかけることが必要

【対策の方向性】

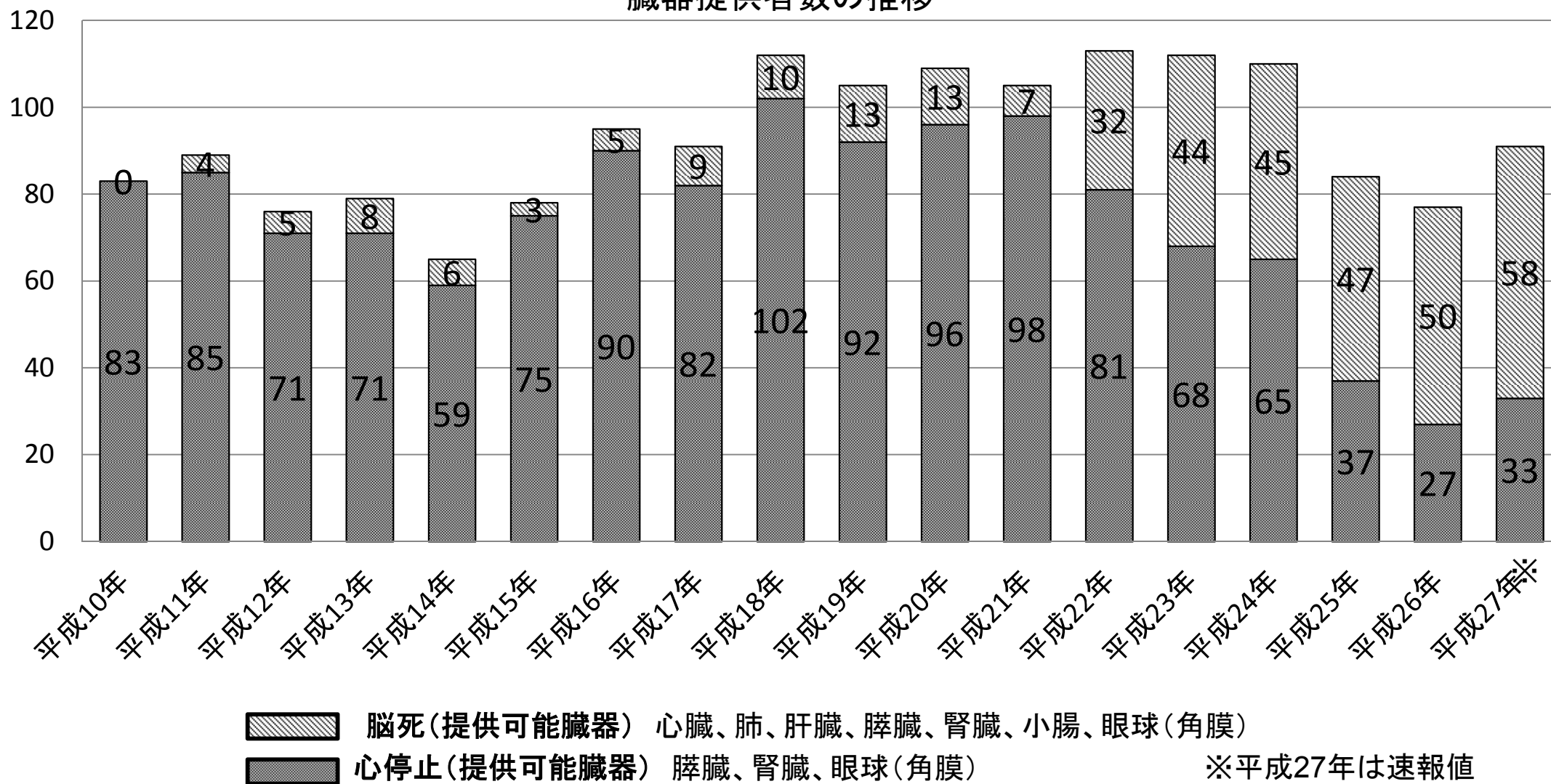
- 日本赤十字社、(公財)日本骨髄バンク、ボランティア団体等、また献血事業などと連携し、効果的な普及啓発活動を行い、若年層に広げた積極的な骨髄ドナー募集・登録を推進する

1. 臓器移植対策について

○ 平成22年7月の改正法施行後、脳死下臓器提供事例が増加している一方で、全体の提供事例件数が減少していたため、臓器提供施設の負担軽減等を行った。

その結果、臓器提供者数が平成27年に対前年で増加に転じたが、過去の年間提供件数には及ばない状況。

臓器提供者数の推移



○ 国民の中で臓器提供を希望される方々の割合は一定割合(4割台)で推移。

* 提供の希望がある方々の割合 (世論調査(内閣府))

(脳死下)	41.6%(H18)	→	43.1%(H25)
(心停止下)	42.3%(H18)	→	42.2%(H25)

※臓器提供にあたっては、家族の同意も必要とされており、臓器提供の意思表示を家族で共有することも重要である。

【従来の取組】



一般向け普及啓発活動

注意事項 保険診療を受けよとるときは、この証を保険医療機関等の窓口で添えて下さい。

住所 _____

備考 ※以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1,2,3.のいずれかの番号を○で囲んで下さい。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも多種の高に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の高に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

(1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけて下さい。)

【特記欄: _____】

署名年月日: _____年 _____月 _____日

本人署名(自筆): _____ 家族署名(自筆): _____

【新しい取組】

「個人番号カード」 (H28.1月～) でも臓器提供意思表示が可能に

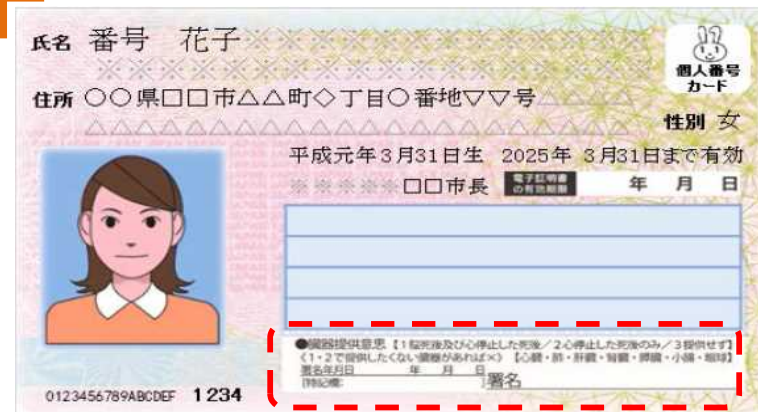


臓器移植に関する教育用普及啓発パンフレット等

※中学生向けのパンフレットを作成し、毎年度末に、全国の中学校、教育委員会に送付している。



健康保険証及び運転免許証裏面への意思表示



臓器移植普及推進月間(10月)及び臓器移植推進国民大会(※)の実施

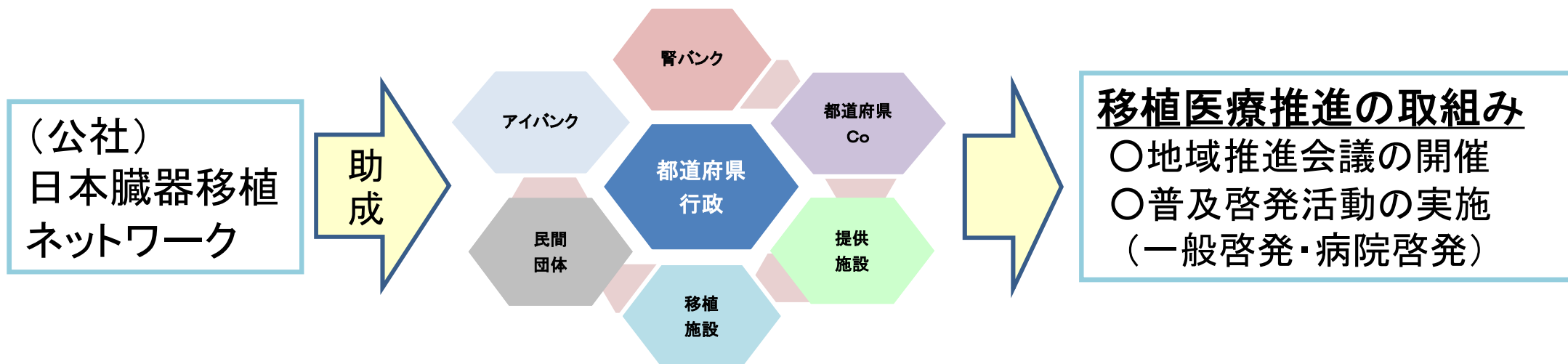
※平成28年度は静岡県で実施予定

○ 今後は、地域において臓器提供に携わる関係者の連携体制の強化を進めた上で、特に、臓器提供施設における負担軽減を図ることが重要。各都道府県等においても必要な協力をお願いしたい。

都道府県連絡調整体制支援事業(平成26年度～)

平成28年度予算案
84,386千円

・都道府県が(公社)日本臓器移植ネットワークからの助成を受け、都道府県臓器移植コーディネーターが中心となって、移植医療の推進に資するための様々な取り組みを実施し、地域における移植医療の関係者との連携を強化し、地域の臓器移植に関する諸問題等を検討する。



臓器提供施設における選択肢提示対応支援(平成27年度～)

平成28年度予算案
40,500千円

・臓器提供施設において、終末期医療の説明の中で臓器提供に関する選択肢を提示することに関する実態等を把握するとともに問題点や課題を検討し、患者家族の心情にも配慮した対応方法を医療機関において整備することへの支援を行うことで臓器提供施設の負担軽減を図る。

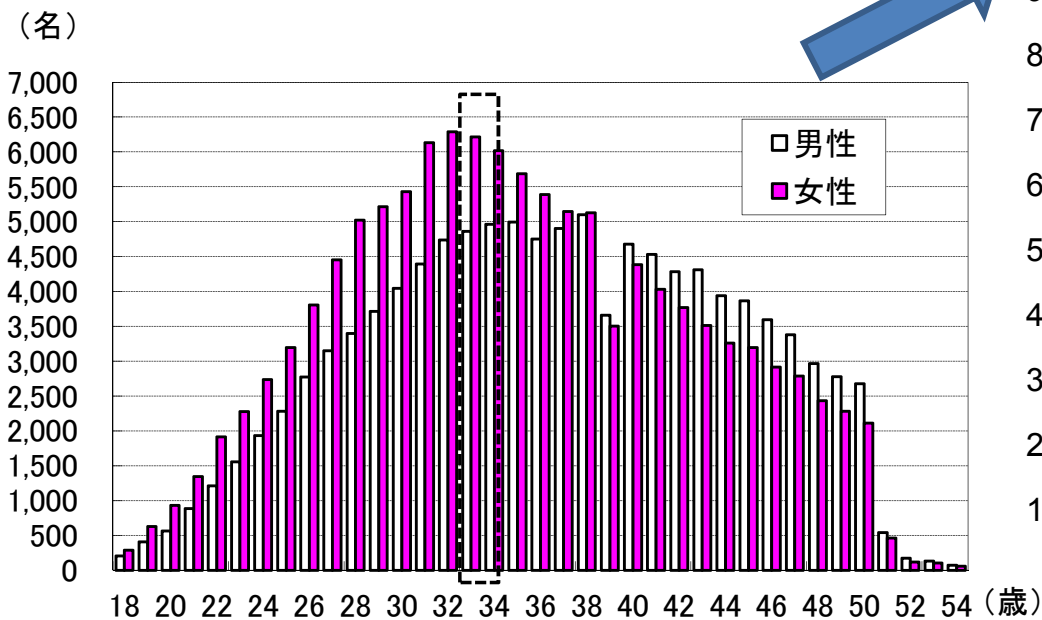
2. 造血幹細胞移植対策について

- 骨髄移植(末梢血幹細胞移植)のドナー登録者は着実に増加してきているが、年齢層をみると、高齢化の傾向が顕著である。
→ 今後は、実際にドナーとなりうる可能性が高い若年層に対して働きかけを進めることが重要。

年齢別骨髄ドナー登録者数(男女別)の推移

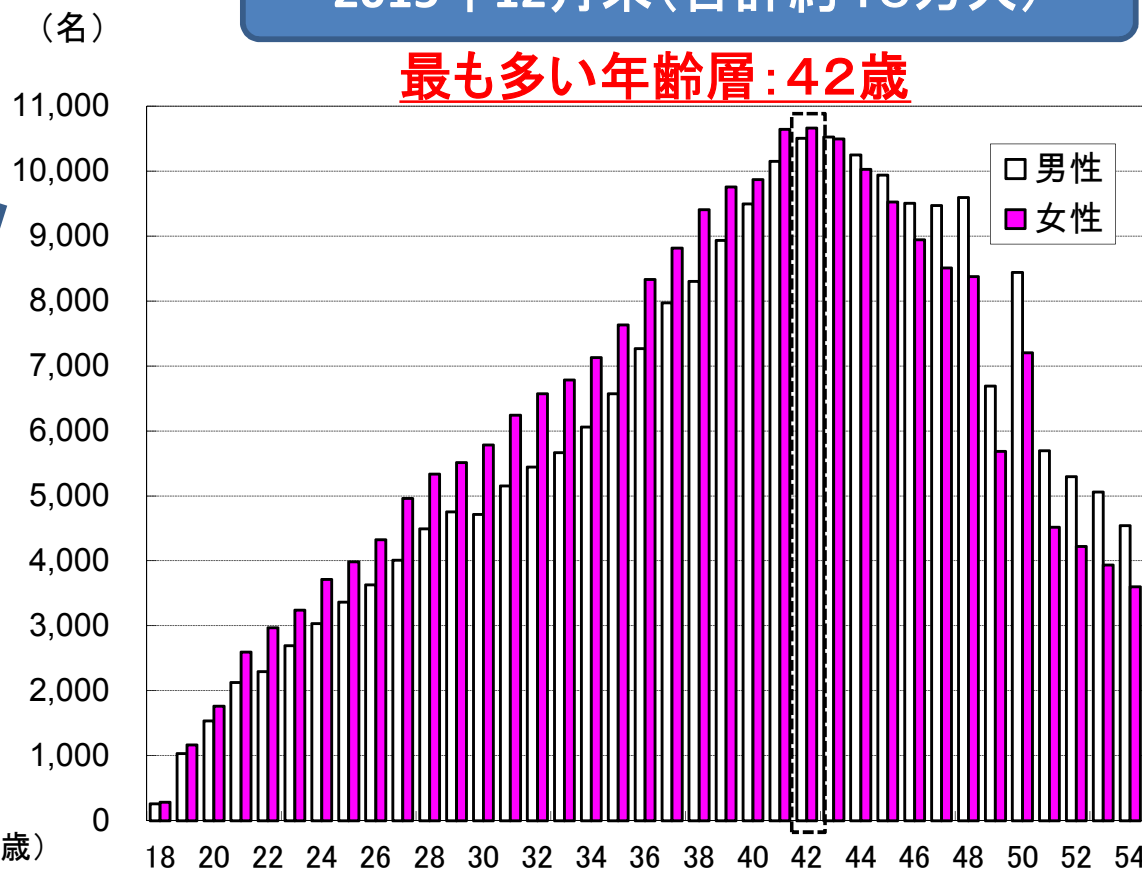
2005年12月末(合計約23万人)

最も多い年齢層: 33歳



2015年12月末(合計約46万人)

最も多い年齢層: 42歳



- 平成26年1月に「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」が全面施行。同法では、地方公共団体における関係者との連携・協力、普及啓発の推進等について規定。
- 各都道府県等においては、同法の趣旨も踏まえつつ、骨髄バンク連絡協議会等も活用し、日本赤十字社やボランティア団体等とも連携を強化しながら、効果的な普及啓発や積極的な骨髄等提供希望者の募集及び登録の推進をお願いしたい。

効果的な普及啓発及び骨髄等提供希望者の募集・登録の考え方

- 各都道府県等においては、現在、
 - ・保健所を通じたドナー登録
 - ・骨髄バンク推進月間(10月)を中心とした普及啓発活動
 - ・自治体、ボランティア、医師など関係団体からなる連絡協議会を組織しての情報や意見の交換などを行っていただいている。
- 効果的な普及啓発を行うためには、日本赤十字社^(※)、(公財)日本骨髄バンクやボランティア団体等との連携が重要。
 - 献血事業との連携など、骨髄等提供希望者の募集や提供希望者登録事業においては、日本赤十字社、(公財)日本骨髄バンク及びボランティア団体等との協力が不可欠であり、各都道府県等の積極的な関与をお願いしたい。


※日本赤十字社が指定を受けた「造血幹細胞提供支援機関」の業務として“普及啓発”が掲げられている。(法律第45条第4号)

原爆被爆者対策について


健康局総務課原子爆弾被爆者援護対策室

平成28年度 原爆被爆者対策予算(案)のポイント

1. 原爆被爆者健康診断費交付金【平成28年度予算(案)：2,952,219千円】

- 原爆被爆者に対し、年に定期2回、希望2回(うち1回をがん検診とすることができる)の健康診断を実施。一般検査の結果、必要に応じて精密検査を実施。
 - 平成28年度から、市町村が実施するがん検診に胃内視鏡(胃カメラ)検査の追加が予定されていることを踏まえ、被爆者健診にも胃内視鏡検査を追加予定。
-  詳細については、別途、お知らせすることとしているが、胃内視鏡検査の円滑な実施にご協力をお願いします。

2. 在外被爆者への医療費支給

- 平成27年9月8日に最高裁において、在外被爆者に対しても被爆者援護法を適用し、医療費の支給を認める判決。
 - 被爆者援護法施行規則を改正し、平成28年1月1日から、韓国在住の被爆者は長崎県を、韓国以外の国に在住する被爆者は広島県を、医療費の支給申請窓口とした。
 - 今後、医療費は原則として、被爆者援護法に基づき、日本の診療報酬の例により算定し、支給。ただし、年間30万円までは従来の保健医療助成事業による支給も選択可能。
-  広島県・長崎県以外の都道府県には新たな事務負担は生じないが、在外被爆者から問い合わせ等があった場合は申請窓口の紹介をお願いします。

3. 被爆二世健康診断調査委託費【平成28年度予算(案)：215,688千円】

- 被爆二世の健康不安を解消し、健康の保持・増進を図るため、被爆二世に対し年に1回、健康診断を実施。
- 平成28年度から、被爆者健康診断では実施されており、市町村が実施するがん検診では受診できない多発性骨髄腫検査を追加予定。



詳細については、別途、お知らせすることとしているので、ご協力をお願いします。

4. 原爆死没者慰霊等事業費補助金【平成28年度予算(案)：57,045千円】

- 原子爆弾による死没者を慰霊し、恒久平和を祈念するため、地方公共団体、事業所及び学校等が行う慰霊式典などの事業に必要な経費を補助(補助率2/3)。
- 平成28年度から、広島市及び長崎市が指定・登録している被爆建物のうち、原子爆弾の惨禍を次世代に伝え、死没者を悼むスペースを有する建物の保存支援を追加予定。

5. その他

- (1) 広島原爆黒い雨体験者に対する相談支援事業委託費

【平成28年度予算(案)：62,254千円】

新たに、健康相談会場までの交通費の支給及び個別訪問相談を実施予定。

- (2) 長崎被爆体験者精神影響等調査研究委託費【平成28年度予算(案)：820,912千円】

新たに、医療費助成対象となる合併症に認知症を追加予定。

健康局 施策照会先一覧（厚生労働省代表電話 03-5253-1111）

施策事項(資料ページ)	所管課室	担当係	担当者	内線
健康施策(たばこ対策、予防接種施策、その他)について	健康課	総務係	佐野	2342
感染症対策について	結核感染症課	総務係	有本	2372
がん対策・その他疾病対策について	がん・疾病対策課	総務係	平野	2984
肝炎対策について	肝炎対策推進室	肝炎対策指導係	新川	2948
難病・小児慢性特定疾病・ハンセン病対策について	難病対策課	総務係	香川	2352
移植医療対策について	移植医療対策推進室	臓器移植係	高橋	2365
原爆被爆者対策について	原子爆弾被爆者援護対策室	総務係	木下	2312